

健康福祉審議会	2022/6/6	資料10-2
第9回 障害部会		

問番号			項目 ※ふりがなを除く	設問・選択肢等 の変更	設問の利用方法(活用先)
			《お子さん(あて名の方ご本人)の状況について、お伺いします》		
問1			このアンケートにお答えいただく方はどなたですか。		施策の検討
問2			お子さん(あて名の方ご本人)の性別と、令和2年4月1日現在の年齢をお答えください。		施策の検討
問3			お子さん(あて名の方ご本人)と同居するご家族をお答えください。		施策の検討
問4			次のサービス等を現在、利用していますか。	○	施策の検討
	1		これまで利用できなかったサービス等がありますか。		施策の検討
	2		利用できなかったサービス等は何ですか。		施策の検討
問5			お子さん(あて名の方ご本人)は日常的に医療的ケア(※)が必要ですか。 ※医療的ケアとは、医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養・痰の吸引等の医療行為を言います。		施策の検討
	1		日常的にどのような医療的ケアが必要ですか。		施策の検討
	2		身体能力についてお答えください。		施策の検討
問6			お子さん(あて名の方ご本人)が身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、等級または度数をお答えください。複数の手帳をお持ちの方は、それぞれの等級または度数についてお答えください。		施策の検討
		(1)	身体障害者手帳		施策の検討
		(2)	愛の手帳		施策の検討
		(3)	精神障害者保健福祉手帳		施策の検討
	1		お子さん(あて名の方ご本人)の身体障害者手帳に記載された障害名をお答えください。		施策の検討
	2		差し支えなければ、お子さん(あて名の方ご本人)の診断名(疑いなども含む)をお答えください。		施策の検討
	3		上記の診断に関することで気がついた年齢をお答えください。(把握時点が複数ある場合は直近のものを記入。)		施策の検討
			《児童福祉法のサービスについておたずねします》		
問7			児童発達支援を知っていますか。 ※児童発達支援とは、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。		施策の検討
問8			児童発達支援を現在、利用していますか。		施策の検討
	1		現在、利用している児童発達支援事業所は何か所ですか。		施策の検討
	2		現在、利用している児童発達支援事業所には、週にどの程度通われていますか。複数か所利用している場合は、全部合わせた日数をお答えください。		施策の検討
	3		児童発達支援について、希望する利用日数はどの程度ですか。		施策の検討
問9			児童発達支援を今後、利用したいですか。		施策の検討
	1		児童発達支援を利用したくない理由はどのようなことですか。		施策の検討
問10			居宅訪問型児童発達支援を、今後利用したいですか。 ※居宅訪問型児童発達支援とは、通所が著しく困難な場合に、障害のあるお子さんの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。		施策の検討
	1		どの程度の日数を利用したいですか。		施策の検討
問11			放課後等デイサービスを知っていますか。 ※放課後等デイサービスとは、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。		施策の検討
問12			放課後等デイサービスを現在、利用していますか。		施策の検討
	1		現在、利用している放課後等デイサービス事業所は何か所ですか。		施策の検討
	2		現在、利用している放課後等デイサービス事業所には、週にどの程度通われていますか。複数か所利用している場合は、全部合わせた日数をお答えください。		施策の検討
	3		放課後等デイサービスについて、希望する利用日数はどの程度ですか。		施策の検討
問13			放課後等デイサービスを今後、利用したいですか		施策の検討
	1		放課後等デイサービスを利用したくない理由はどのようなことですか。		施策の検討
問14			区外の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を利用している方にお尋ねします。区外の事業所を利用している理由はどのようなことですか。		施策の検討
問15			保育所等訪問支援を知っていますか。 ※保育所等訪問支援とは、障害や発達に課題のあるお子さんが在籍する保育所や幼稚園等へ訪問し、専門的な助言・支援を行うものです。		施策の検討
問16			保育所等訪問支援を今後、利用したいですか。		施策の検討
	1		保育所等訪問支援を、どの程度利用したいですか。		施策の検討
問17			障害児相談支援を知っていますか。 ※障害児相談支援とは、保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行ったり、児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所給付決定の申請に係る、お子さんの心身の状況や環境、利用意向等を勘案し、障害児支援利用計画を作成したりするサービスです。		施策の検討
問18			障害児相談支援(障害児相談支援事業所)を利用したことがありますか。		施策の検討
問19			障害児支援利用計画を作成する際には、どここの障害児相談支援事業所の利用を希望しますか。 ※児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所給付決定には、指定障害児相談支援事業者が作成するお子さんの心身の状況や環境、利用意向等を勘案し作成した、障害児支援利用計画が必要です。		施策の検討
問20			障害児相談支援を今後、利用したいですか。		施策の検討
問21			障害児に対する地域の理解はどの程度進んでいると思いますか。		施策の検討
問22			次の施策・サービス等、特に充実してほしいと思うものはどれですか。 ※1 ペアレントメンターとは、同じ障害のある子どもを育てる保護者が相談相手になること。悩みを共有し、実際の子育ての経験を通して助言することができる。 ※2 ペアレントトレーニングとは、保護者が自分の子どもの行動を理解したり、特性をふまえた褒め方や叱り方を学ぶための支援。		施策の検討
問23			日常生活や就園・就学・進路・就職等で困っていることがありましたら、ご自由にお書きください。		施策の検討
問24			健康福祉行政に関することや今回の調査について、ご要望やご意見などありましたら、ご自由にお書きください。		施策の検討